

対話でわかる！ 民法改正のポイント

債権関係



第4回 ■ 保証

弁護士 小島 幸保

社長 ●民法改正では、連帯保証の制度も変わると聞きました。

弁護士 ●そうです。個人が事業資金の借入の連帯保証をすると、到底払えないような巨額の債務を負うおそれがあり、一時期は社会問題化したこともあります。そのため、民法改正の議論の中では、連帯保証人制度そのものを廃止すべきとの意見も出されたようですが、最終的には制度自体は廃止されず、保証人の保護を図る内容が盛り込まれることとなりました。

社長 ●制度は、かなり変わりますか？

弁護士 ●事業に無関係の個人が、事業資金の借入などの保証人となる場合には、保証契約の締結前1か月以内に作成された「公正証書」によらなければ効力を生じないとされます。これは今までになかった手続です。

社長 ●「事業に無関係の個人」ということなら、代表者が連帯保証人となる場合は公正証書を作る必要はないということでしょうか。

弁護士 ●そのとおりです。主たる債務者が「法人」である場合の取締役、理事、執行役、これに準ずる者、株式を過半数有する人などが保証人となる場合も適用外ですし、主たる債務者が「個人」である場合の共同事業者や、事業に実際に従事している配偶者についても適用外です。

社長 ●全くの第三者の連帯保証人を要求されること自体が少なくなっているでしょうから、実態はあまり変わらないかもしれないですね。

弁護士 ●その他の改正点として、例えば売掛金の未収を防ぐために、取引の開始に当たって連帯保証人を要求する場合には、その保証人が責任を負う限度額（極度額）を書面で定めなければ、保証契約の効力が生じないとされます。

社長 ●やはり、保証人を保護するためですか。

弁護士 ●そのとおりです。借入の場合は金額が特定されており、保証人が負うリスクもある程度予想できますが、取引関係について保証をする場合、保証人がどこまで責任を負うことになるかが分かりにくいことに配慮したものです。

社長 ●確か、借入金について個人が根保証する場合は極度額を定めなければ無効、という改正も少し前にあったような…？

弁護士 ●はい。その改正は平成16年に行われました。今回は、借入以外の保証、例えば賃貸借契約に個人が連帯保証する場合も対象となります。

社長 ●責任を負う範囲の「見える化」ですね。

弁護士 ●さらに、改正により新設されるものとして「説明義務」「情報提供義務」があります。主たる債務者は、単に保証を依頼するだけではなく、自分の財産・収支・負債・担保の状況等について保証人となる人に伝えなければなりません。債務者が説明しなかったり、嘘の説明をしたために個人が保証人となってしまったときには、そのこと、つまり債務者が説明義務・情報提供義務を怠っていることを債権者が知っていた場合は、保証人は保証契約を取り消せるという規定が設けられます。そのため改正後は、次のような条項を設けることになるのではないのでしょうか。

【改正法による条項の例】

甲：継続的売買契約の売主 乙：買主 丙：乙の連帯保証人

第〇条（連帯保証）

- 1 丙は、甲に対し、本契約から生ずる乙の一切の債務につき、その支払いを連帯保証する。
- 2 前項による丙の保証極度額は、●●万円とする。
- 3 乙は、丙に対して、民法465条の10第1項所定の事項につき、真実かつ正確に情報提供及び説明をし、丙は、その情報提供及び説明を受けたことを確認する。また、乙は、甲及び丙に対し、当該説明内容が真実であることを表明し、保証する。

社長 ●支払を遅延しているとか、多額の借金があると伝えたら、保証人にはなってもらえないでしょうね。

弁護士 ●さらに、債権者は主たる債務者の支払が遅れたりして、一括払いすべき状況、いわゆる期限の利益を喪失したときは、それを知ったときから2か月以内に保証人に通知しなければなりません。通知しなかったときは、保証人に対する遅延損害金の請求に制約を受けます。

社長 ●遅延損害金の利率が高くて、知らないうちに雪だるま式に膨らんでいたということもありますからね。